



中国会計税務実務

2020年第21号

今回のテーマ：粵港澳大湾区(グレーターベイエリア)の個人所得税の優遇政策について

粵港澳大湾区(グレーターベイエリア)の建設に必要なハイエンド人材及び不足人材の大湾区での就労を誘致するべく、財政部及び税務総局は粵港澳大湾区における個人所得税の優遇政策を発表した。優遇政策では、大湾区で働く海外（香港・マカオ・台湾を含む）のハイエンド人材と不足人材に対し、本土と香港の個人所得税負担額の差額に基づき補助金を支払うこととしている。また当該補助金は、個人所得税の課税対象とはならない。

現在のところ、中国国内・国外にかかわらず「人材」に対する判定基準は統一されていない。加えて、地域や業種の違いにより「人材」に対する需要や定義もそれぞれ異なる。大湾区の実際のニーズに合わせるべく、大湾区で働く海外のハイエンド人材および不足人材の認定方法については、「広東省と深セン市の関連規定に基づき施行される。すなわち、広東省と深セン市が定める海外ハイエンド人材・不足人材の認定基準に準じる」こととされている。このように、優遇政策と現地の実際のニーズを合わせることで、政策による奨励効果がより発揮されることが期待できる。

2019年度の粵港澳大湾区の個人所得税の優遇政策に係る財政補助金の申請を順調に行えるよう、広州市などの各地は相次いで「2019年度粵港澳大湾区個人所得税優遇政策財政補助金申請ガイド」を発表している。今回は一般的に日系企業の駐在員に関わりの深い広州市と深セン市のハイエンド人材と不足人材の要件について簡単に説明する。

主な内容：

- ◆ 補助金の計算式
補助金金額=大湾区で納付した個人所得税—課税所得額×15%
- ◆ 広州市と深セン市のハイエンド人材と不足人材に関する簡易比較

	広州市	深セン市
ハイ エ ン ド 人 材	A 類外国人就労許可証を有する	・A 類または B 類外国人就労許可証を有する ・本社企業、グローバルTOP500企業及びその支店(*1)、ハイテク企業、大手優良企業、上場企業、成長著しいハイテク企業、革新的な中小企業の管理人材、研究者、優秀な技術者と優秀な青年人材等 (*1 2019年度『フォーチュン』グローバルTOP500の企業（1級支店を含む）を指す。深セン市での登記が必要)
不足 人 材	・企業の高級経営管理者（董事長、副董事長、総経理、副総経理、監事、総経理、総会計師など）、 且つ、 ・納税年度において、個人所得税課税所得が 30 万人民币元以上	・納税年度において、（深セン市での）個人所得税課税所得が 50 万人民币元以上
勤務 期 間	納税年度において、広州市での累計勤務日数が 90 日以上	納税年度において、深セン市での累計勤務日数が 90 日以上
申出 期 間	2020年7月1日～8月15日	2020年8月1日～8月31日
補助 金 支 給	財政国庫集中支払システムにより申請者が提供する個人口座に送金する。	

- ◆ 広州市の 2019 年ハイエンド人材は次の通りである。
 - ・国家の重大な人材プロジェクトの入選者
 - ・就労許可証（A 類）及び海外ハイエンド人材証明証の所有者
 - ・省の人材庁が承認あるいは備案(届出)に同意した重大な人材プロジェクトの入選者（またはチームの主力メンバーに入選）
 - ・広州市の人材庁が承認あるいは備案(届出)に同意した人材プロジェクトの入選者（またはチームの主力メンバーに入選）

- ◆ 広州市の 2019 年不足人材は次の通りである。

次世代情報技術、人工知能、バイオ医薬、新エネルギー、新材料、電子情報、装備製造、ロボット製造、電子商取引（現代物流）、金融、自動車、航空輸送、文化創造、工事建設、教育、医療衛生、専門サービス、経営管理などの各業種の技術者（エンジニア）、研究者などの人材。

お見逃しなく：

- ハイエンド人材と不足人材に対しては、各市の認定基準が異なるため、申請時に地域ごとの基準を確認する必要がある。
- 大湾区において、A 類外国人就労許可書を取得できれば、15%の優遇税率の対象となる。A 類外国人就労許可書を取得時において最も使用される判定基準は、「平均給与（課税対象所得）が、居住地の前年度平均給与の 6 倍以上であるかどうか」というものである。
- 大湾区個人所得税優遇政策は 2019 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日まで実施される。

以上

致同（GT 中国）は、中国国内において日系企業向けの専門サービス部門として、GT 日本と共同で日本デスクを展開しています。日中共同の日本デスクとして、現地の日系企業様の立場に立ってサービスを提供してまいります。

お問い合わせ: Japan@cn.gt.com